

公共下水道施設築造工事の手引き

平成 27 年度 改定

公共下水道施設築造工事に係る申請及び届出書類は、昭島市下水道条例施行規則第 24 条に基づき、「公共下水道管理者以外の者」が工事等を行う場合に必要なもので、既設下水道施設への接続や、本管、取付管、公共ますの新設・変更・移設等の工事を行う際に提出する書類です。

例えば、下記の場合が該当します。

- ◆ 新設本管を布設し接続する場合
- ◆ 新たに、公共污水ますを設置し取付管を布設して接続する場合
- ◆ 既設公共污水ますに新設取付管を布設し接続する場合
- ◆ 既設公共污水ますの大きさを変更する場合
- ◆ その他、当市下水道課が必要と求めた場合

（手順）

1. 申請

◎提出書類

- ・ 公共下水道施設築造工事施工承認申請書（第 25 号様式）
 - ・ 案内図 ・ 平面図 ・ 断面図（構造図） ・ 縦断図 等
- ※参考図面については下水道課へお問合せください。

◎提出部数

- ・ 2 部（内 1 部は承認返却用）

◎注意事項

公共下水道施設築造工事施工承認申請書（第 25 号様式）内、「工事期間」の記入方法については、下記のとおりです。

- ・ 開始予定日
提出した日より 1 週間後からを開始日として記入してください。
（道路管理者がいる場合はその許可日）
- ・ 完了予定日
片付け等も全て完了する予定の日を記入してください。
（道路管理者がいる場合はその許可日を参考）

2. 承認

「1. 申請」の後、特別な理由のない限り、市は通常 1 週間以内に承認書を発行します。承認書には「1. 申請」時に提出された書類を添付して、窓口にてお渡しします。

なお、承認書を発行した旨の連絡はいたしませんので、適宜 1 週間を目安に電話等でご連絡のうえ、窓口までお越しください。

また、受領した承認書類は、現場には必ず携帯してください。無い場合には不正工事とみなされる場合がありますのでご注意ください。

3. 着手

◎提出書類

- ・公共下水道施設築造工事着手（~~完了~~）届

◎提出部数

- ・ 1 部

◎注意事項

- ・ 工事着手 3 日前までに提出してください。
- ・ 実際に工事に着手するときは、平日の場合、朝 9 時までに、下水道課まで電話連絡をお願いします。雨天等で延期する場合も、下水道課までご連絡ください。土曜・日曜・祝日の場合は、その直前の開庁日（平日）までにご連絡ください。

4. 完了

◎提出書類

- ・ 公共下水道施設築造工事着手（完了）届
- ・ 竣工平面図 ・ 竣工断面図 ・ 竣工縦断図
- ・ その他管理者が必要書類として求めたもの

◎提出部数

- ・ 1 部

◎注意事項

- ・ 工事完了後 7 日以内に提出してください。

5. 寄付

自費により設置した下水道施設(本管、取付管、ます等)の今後の管理を市に依頼したい場合には、排水設備寄付願を提出して帰属行為をしてください。帰属後は、その下水道施設は市の所有となります。

◎提出書類

- ・ 排水設備寄付願
- ・ 完了時に提出した各竣工図
- ・ その他管理者が必要書類として求めたもの

◎提出部数

- ・ 1 部



6. その他注意事項

- 私道等で道路管理者以外の所有者がいる場合には、必ず土地所有者承諾書となる文書（掘削等工事許可に係る文書、帰属を希望する場合は占有許可に係る文書）を交わしてください。なおその際、写しを下水道課へ提出してください。
- 土地所有者承諾書のひな型（サンプル）は用意しておりません。以前は個々の事情に須らく対応したものではない旨を伝えた上で、一例としてサンプルを配布していました。しかしながら、個々の事情に適合しないまま、サンプルをそのまま使用して契約を交わしてしまう事例が生じたため、市でサンプルを配布することを廃止しました。

この行為を経ていない場合、後々、権利関係の紛争原因となります。紛争を未然に防止するために、皆さまのご理解ご協力をお願いします。